

## 第4回

中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議

日 時：平成25年3月7日（木）10:00～12:00

場 所：広島市東区光町1-15

ホテル広島ガーデンパレス 2階「錦」

### 議事次第

1. 開 会
2. 議 事
  - 1) 前回の指摘事項
  - 2) 今回の検討内容、趣旨
  - 3) モデル港の検討結果
    - (1) 港湾護岸等の耐震性検討結果について
    - (2) 浸水被害について
  - 4) 「港湾護岸等の地震・津波による被害検証マニュアル（案）」について
3. その他
4. 閉 会

### 配付資料

議事次第、配席表、委員等名簿、出席者名簿、開催趣旨、会議規約、

資料－1 前回の指摘事項

資料－2 今回の検討内容、趣旨

資料－3－1 港湾護岸等の耐震性検討結果について

参考資料－1 チャート式耐震診断及びFLIPの検討実施断面位置図

参考資料－2 沈下量一覧

参考資料－3 チャート式耐震診断の精度向上方策

資料－3－2 浸水被害について

参考資料－4 津波シミュレーションによる最大浸水深分布図

資料－4 港湾護岸等の地震・津波による被害検証マニュアル（案）



中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議  
委員等名簿

平成 25 年 3 月現在

(座長)

三浦 房紀 山口大学大学院 教授

(有識者)

戸田 常一 広島大学大学院 教授

裕見 吉晴 鳥取大学大学院 教授

菅野 高弘 独立行政法人港湾空港技術研究所 特別研究官  
(地震防災研究担当)

(経済界)

松浦 靖男 中国経済連合会 常務理事

谷村 武士 中国地方商工会議所連合会 幹事長

(行政機関)

平出 純一 岡山県 土木部長

加藤 雅啓 広島県 土木局 空港港湾部長

小口 浩 山口県 土木建築部長 (オブザーバー)

魚住 聡 国土交通省中国地方整備局 港湾空港部長

(事務局)

中国地方整備局 港湾空港部

【敬称略】

※ 委員については、当面の間、上記のとおりとするが、議題に応じメンバーの追加があり得る。

第4回 中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議 出席者名簿

平成25年3月7日

ホテル広島ガーデンパレス「錦」

機関名	職名	氏名	出欠	備考
(有識者)				
山口大学大学院	教授	三浦 房紀	出席	
広島大学大学院	教授	戸田 常一	出席	
鳥取大学大学院	教授	杢見 吉晴	出席	
(独)港湾空港技術研究所	地盤防災研究領域 特別研究官	菅野 高弘	出席	
(経済界)				
中国経済連合会	常務理事	松浦 靖男	出席	
中国地方商工会議所連合会	幹事長	谷村 武士	出席	
(行政機関)				
岡山県	土木部長	平出 純一	欠席	
広島県	土木局空港港湾部長	加藤 雅啓	欠席	
山口県(オブザーバー)	土木建築部長	小口 浩	欠席	
国土交通省中国地方整備局	港湾空港部長	魚住 聡	出席	
(事務局)				
中国地方整備局港湾空港部	港湾空港企画官	正岡 孝	出席	
中国地方整備局港湾空港部	沿岸域管理官	出路 康夫	出席	
中国地方整備局港湾空港部	港湾計画課長	前川 健	出席	
中国地方整備局港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	重光 孝美	出席	
中国地方整備局港湾空港部	海洋環境・技術課長	濱田 泰広	出席	

(順不同・敬称略)

## 1. 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を上回る大規模な地震・津波による甚大な人的・物的被害に加え、長時間かつ長周期の揺れによる広範囲の液状化被害や地盤沈下等が発生したところである。

とりわけ、複数のコンビナートを擁し、国内有数の産業集積地として発展してきた中国地方は、太平洋側の地域が甚大な被害を受けた際のバックアップ機能を果たす地域として期待されているものの、臨海部に展開するコンビナートの多くが高度成長期に埋立造成される等、南海トラフの巨大地震等が発生した場合、民有護岸を含めた護岸の倒壊や沈下、埋立地盤の液状化や大規模な油流出等の被害の発生が懸念されている。

一旦、臨海部の護岸等が被災すれば、浸水等により周辺住民の生命財産に甚大な影響を及ぼすほか、物流機能の麻痺や生産機能の停止、ライフラインの寸断、さらには基幹産業のサプライチェーンに大きな影響を与えるおそれがある。また、高潮に対する必要な天端高を有していない現有護岸が見受けられる中で、津波や台風時の高潮等が生じた場合に被害が更に拡大するおそれがある。

このため、人口・産業等が集積するコンビナートを多く有する臨海部を対象とし、臨海部の被害を最小限にすることを視野に入れた具体的な対応策、被害軽減策等について、経済界、関係する地元港湾管理者・海岸管理者と国が協働して検討を進めることとした。

## 2. 検討内容

本検討会議では、以下の検討を順次実施していく。

- ①モデル港湾における護岸（民有護岸を含む）の現状把握
- ②南海トラフの巨大地震が発生した場合における護岸（民有護岸を含む）の安全性及び対応策の検討
- ③大規模津波や高潮等に対する浸水被害等の検討 等

## 中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議規約

(名称)

第1条 本会議は、中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 東日本大震災による甚大な被害の発生を踏まえて、中国地方整備局において既に設置した「中国地方における大規模地震に対する検討委員会」の方向性を踏まえながら、臨海部の被害を最小限にすることを視野に入れた具体的な対応策、被害軽減策等を検討する。

(検討事項)

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するため、以下の事項の検討を行う。

- 一 中国地方の港湾における護岸（私有護岸を含む）の現状把握
- 二 東海・東南海・南海地震の3連動が発生した場合等における護岸の安全性の検討
- 三 危険物保管施設前面の私有護岸や埋立地盤も含めた液状化判定及び対策の実施の検討
- 四 大規模津波や高潮等に対する浸水被害等の検討
- 五 船舶の被災や流出油の効率的な回収に資する施策の検討
- 六 被災リスク軽減のための官民連携による港湾BCPの策定の検討
- 七 その他、特に必要があるものとして座長が認めたもの

(構成及び運営)

第4条 検討会議は、別表に定める委員によって構成し、今後、議題に応じて追加するものとする。

2 検討会議は、座長が会務を総理する。

3 検討会議は、必要がある場合は、有識者等の出席を求め意見を聞くものとする。

4 より詳細かつ具体的な検討を行う場として、国際バルク戦略港湾に位置づけられ、多様な産業が集積しコンビナートを形成する港湾において、意見交換会を別途設置する。

(公開)

第5条 検討会議は、報道機関を通じて原則として公開とする。ただし、会議の内容によっては検討会議に諮り、非公開とすることができる。

(検討会議の事務局)

第6条 検討会議の事務局は、中国地方整備局港湾空港部におくものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定めるものとする。

附 則

この規約は平成23年10月18日から適用する。